

プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈 ～揺らぐ物の発明の意義～

(Claim Construction of a Product-by-process Claim)

中 道 徹

1 はじめに

平成 24 年 1 月 27 日の知財高裁大合議判決¹(以下、「本判決」という。)は、特許権侵害訴訟におけるプロダクト・バイ・プロセス・クレームの技術的範囲の確定を巡る従前の議論²に、一定の終止符を打つことになると考えられる。

他方、同判決は、特許法(以下「法」という。)104 条の 3 の抗弁の場面であるが、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの要旨認定についても触れ、特許権侵害訴訟における技術的範囲の確定と同じ基準を採るとした。従前、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの要旨認定を巡る議論は余り活発にはされていなかった³ので、判決のこの部分は、今後、新たな議論を呼ぶことになると考えられる。筆者は、それが単にクレーム解釈や要旨認定を巡る議論に止まらず、物の発明の意義を巡る議論にも波及すると考えるので、本稿では、この点も論じたい。

2 本判決の結論

プロダクト・バイ・プロセス・クレームとは、「物の発明の特許請求の範囲に、対象となる物の製造方法が記載されている場合のことをいう」⁴。

プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈としては、従前から、物同一説と製法限定説の 2 説を中心として、その間に、いずれを原則・例外として捉えるかによって幾通りかの折衷説があった⁵。

物同一説では、クレームによる発明の特定が、どのように製造されたかを問わず物として同一である全ての発明に及ぶとするのに対し、製法限定説では、クレームに記載された製法によって製造された物に限られることになる。したがって、いずれの説を採るかにより、発明の範囲に広狭が生じ⁶、特許権侵害の有無や先行技術との対比による新規性・進歩性の判断等に影響が生じることになる。

本判決は、結論としては製法限定説的な解釈を原則とし、例外的に物同一説的な解釈によることもあるとした。

そして、原則・例外のメルクマールとしては、発明を、物の構造又は特性により直接的に特定することが出願時において不可能又は困難であるとの事情が存在するか否かによるとした(以下、そういった事情を「真正 P B P 事情」という⁷)。そして、プロダクト・バイ・プロセス・クレームのうち、真正 P B P 事情がある場合のクレームを真正プロダクト・バイ・プロセス・クレーム、そうでない場合のクレームを不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームと

し、真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームは、例外的に、物同一説的に解釈されるとした⁸。

本判決は、その根拠を法 70 条 1 項に求め、「特許請求の範囲に記載される文言は、特許発明の技術的範囲を具体的に画しているものと解すべきであり、仮に、これを否定し、特許請求の範囲として記載されている特定の『文言』が発明の技術的範囲を限定する意味を有しないなどと解釈することになると、特許公報に記載された『特許請求の範囲』の記載に従って行動した第三者の信頼を損ねかねないこととなり、法的安定性を害する結果となる」からとしている。

そして、本判決では、この解釈基準は、技術的範囲の確定に止まらず発明の要旨認定にも適用されるとされた。この点が本判決の特徴とされる⁹。

3 禁反言(エストoppel)又は信義則違反か？

プロダクト・バイ・プロセス・クレームについて、最近、米国の連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)が、特許権侵害事件において、製法限定説的な結論を示した¹⁰。この判決では、その理由の 1 つとして、「Because the inventor chose to claim the product in terms of its process, however, that definition also governs the enforcement of the bounds of the patent right. This court cannot simply ignore as verbiage the only definition supplied by the inventor.」と述べ、発明者が製法によって物の発明を特定するクレームを選択した以上、裁判所は、かかる製法による特定を無視することはできないことを挙げている。この理由付けは、「発明者

の選択」と述べている点で、禁反言(エストoppel)的なものと考えられる¹¹。

わが国の製法限定説を採る説の中にも、その根拠として法 70 条 1 号を挙げる一方、侵害訴訟において、特許権者が、「製法要件は本来不必要であったなどと主張することは、第三者の予測可能性を著しく害するものであり、信義則に反するものとして、許されない」とするものがある¹²。

では、本判決が述べる上記の根拠は、禁反言(エストoppel)又は信義則違反的なものであろうか。本判決も、「『特許請求の範囲』の記載に従って行動した第三者の信頼を損ねかねない」としており、一見すると、同様の立場であるとも考えられる。

しかし、第一に、禁反言又は信義則違反による発明の技術的範囲の限定とすると、抗弁的な権利制限とも考えられ、本来のクレーム解釈とは次元が異なる問題となろうし、第二に、禁反言又は信義則違反であるなら、侵害訴訟における技術的範囲の確定のみに適用され、発明の要旨認定の場面では必ずしも持ち出す必要がないとも考えられるが¹³(特に、特許無効になるのを救済するのに禁反言又は信義則違反的を持ち出す理由は乏しい)、本判決は、上述のとおり、発明の要旨認定も、特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈と同一の手法を採ることを原則としているのであるから、製法限定的な解釈の根拠を禁反言又は信義則違反的に捉えているわけではないと考えられる。

本判決が懸念している「法的安定性」とは、禁反言又は信義則違反といった当事者レベルの問題ではなく、文字どおり、特許公報に記載されたクレーム一般に対する信頼についての法的安定性のこと、と考えるべきである¹⁴。

4 「物の発明」とは何か？

法 2 条 3 項 1 号には、物の発明の「実施」が定義されている¹⁵。しかし、「物の発明」自体の定義規定はない。

この点、学説には、「物の発明とは、技術的思想が物の形として具現化されたもので、基本的には経時的要素のないものである」等、発明のカテゴリーを理念的に捉える説がある^{16, 17}。

他方、ある発明が物の発明か方法の発明に該当するかは、まず、特許請求の範囲の記載に基づいて判定すべきものであるとされ¹⁸、これにより明らかになる場合が多い、とされる¹⁹。

しかし、本来、上述のような理念的な発想をすると、プログラムの発明や本件のようなプロダクト・バイ・プロセス・クレーム又は用途発明では、経時的な要素がクレームに含まれているから、発明が物の発明か方法の発明かは、容易に判定できないことになるはずである²⁰。これらの発明の場合などでは、ある程度自由が許されるクレームの記載と発明のカテゴリーに関する理念との間に、矛盾が生じることがあるからである。

このような観点から、例えば、「プログラムが物の発明とされてからは（2 条 3 項）、必ずしも経時的要素だけで、物の発明と方法の発明を区分することができないような状況が生じている」と言われ、「現実には」物の発明と方法の発明「の間には明確な線を設けることは困難な場合も少なくない。特に用途発明の場合等は、両者の区別は余り厳格なされないのが実態である」等と言われている²¹。このように、物の発明の意義は、古典的な理念では済まなくなっており、揺らいでいる。

そんな中、「使用以外に、生産・流通が観念できるものが『物』で、それ以外は『方法』である」という説が有力となる²²。かかる説は、発明のカテゴリーを、理念から考えるのをある程度諦め、本来は法 2 条 3 項による効果であるはずの「実施」の態様から遡及して捉えようとするものといえるだろう^{23, 24}。

そして、このような考えにおいては、クレームの記載と理念との間の矛盾を克服する必要がなくなるから、上述のようにクレームの記載により発明のカテゴリーの判断が明らかな場合が多いことになる。

他方、もし、「物の発明」についての理念的捉え方を徹底すれば、その理念と矛盾する構成要素を排除してクレーム解釈しなければならないことになる²⁵。従前の裁判例の 1 つが、発明の要旨認定の場面で、「本件訂正発明が物の発明である以上、本件製法要件は、物の製造方法の特許発明の要件として規定されたものではなく、光ディスク用ポリカーボネート成形材料という物の構成を特定するために規定されたものという以上の意味は有し得ない」と述べるのは²⁶、物の発明について理念的な立場を堅持していたためであろう²⁷。しかし、上述のように、物の発明についての法定の定義はなく、学説上も、その捉え方は揺らいでいるのであるから、物の構成又は特性ではないからという理由で、クレームに記載された製法を要旨認定から排除する理由はない。むしろ、法 70 条 1 項は、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない」としているのであるから、裁判所は、製法がクレームに記載されていれば、これを無視できないのが原則であり、本判決の結論は法文に忠実に従ったものと言えよう。

その他、物同一説を原則とすべきという立場からは、例えば、「物の製造方法についての発明は、物を生産する方法の発明としてクレームに記載すれば、必要にして十分な保護を受けられることを踏まえ、物の発明においてあえて製造方法を記載するのは、物自体についての発明として保護を求めているととらえることを、むしろ原則とすべきである」²⁸等、様々な主張がある。しかし、クレーム解釈について法が最も重視しているのは、70条1項に掲げられた「特許請求の範囲の記載」であることを考えると、その説くところに一定の合理性が認められるとしても、裁判所にクレームの記載を無視させるルールとしてまでの通用力はないと考えるべきであろう。

5 製法を含めた要旨認定について

本判決は、法104条の3の抗弁の場面においても、不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームについては、「記載された製造方法により製造された物に限定して」要旨認定されるとしている。この「限定して」については、侵害訴訟の場面では、単に権利行使の制限として考えれば片付くが、要旨認定の場面においては、「限定して」が、新規性・進歩性等の特許要件としてどのように位置づけられるのかが見極められなければならない。

もともと不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームについては、物を特定するための構成・特性がクレームに記載されているはずである。かかる構成・特性に加えて、「製造方法により製造された物に限定して」という場合、この製法は物の構成・特性と同列の発明の要件となるのであろうか。本判決は、上述のように「限定して」と述

べるだけで、必ずしもこの点が明確ではない²⁹。もし、同列の要件であるとするならば、製法のみで新規性・進歩性があるだけで発明の特許性が認められる場合もあることになるだろう。これを極端な例で述べると、例えば、「新規な製法で製造された普通の消しゴム」でも、消しゴムの発明として特許性が認められるということである。他方、「限定して」の意味を、構成・特性と同列の要件ではなく、特定された物の範囲を制限する副次的な構成と解し、物自体に新規性が欠如していれば、いくら限定しても最早特許は認められないという立場もありえよう。しかし、後者の説は、新規性だけを特別視する根拠に乏しく、かといって進歩性も物自体で考えてしまえば、最早物同一説と変わらなくなるから、妥当とは言えないだろう³⁰。

この点、本判決と同じ日に知財高裁の下した審決取消請求事件³¹では、不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームとされた特許発明について、進歩性欠如の無効事由がない理由の1つとして、引用例には特許発明の製造方法を示唆する記載がないことが挙げられている^{32,33}。

このように製法が異なることを理由として物の発明の進歩性を肯定しているのであるから、裁判所は、製法を、物の構成・特性と同列の発明の要件としていえると考えられる。それなら、「新規な製法で製造された普通の消しゴム」でも、特許が認められる余地があることになろう。つまり、物自体には特許性が認められない場合でも、製法に特許性があれば、物の発明として特許性が認められることを示唆しているとも思われる。

仮にこう考えた場合、製法を含めて要旨認定された発明は、その実体を追究すると、

物の発明なのか、物を生産する方法の発明なのか判然としない場合がありえるだろう。もし、ここで発明の本質的部分や特許性のある部分が発明の実体だと考えてこれを追究すると、物としてクレームされていても物を生産する方法の発明であると判定されてしまうこともありえなくはない³⁴。しかし、現在の実務では、プロダクト・バイ・プロセス・クレームを物を生産する方法の発明と判定することはありえない³⁵。

そして、そのように発明の実体の追究をしない例が、物の発明について既にある。物の発明としての用途発明の場合である。

用途発明については、物の発明としても方法の発明としても成立するとされており³⁶、発明の実体が用途であるから物の発明ではなく方法の発明である、という判定はされていない³⁷。これに倣えば、製法を含めて要件とした場合のプロダクト・バイ・プロセス・クレームの場合も、物の発明としても物を生産する方法の発明としても成立する場合があると考えるべきであろう。

ただ、用途発明は、「物の未知の性質を発見し、この性質を特定目的達成の為に利用する発明」とされているように³⁸、用途（方法）が物の未知の性質と関連しているのに対し、プロダクト・バイ・プロセス・クレームでは、法 104 条はあるが、製法によって未知の物が生産され、あるいは物の未知の性質が生じる必然性はない、と考えられる。また、ひとたび製品が製造されてしまえば、その製法は消え去ってしまい再び使用されることもないのが通常である。にもかかわらず、その製法を要件に含めて「物の発明」と呼ぶのは、違和感がないと言えればウソになる。1 つの消しゴムから遡及的に推察することが不可能な製法まで含めて

消しゴムの発明と呼ぶことに抵抗を覚えるのと同じである。

しかし、こういった違和感は、我々がどこかで物の発明を理念的に理解しているからに他ならない。ある程度自由に記載することができるクレームと、その記載に基づいて発明を捉えることを前提とすれば、古典的ないし典型的な発明の態様にとらわれて、クレームの記載を無視することの方がむしろ危険である。今後も様々な態様の発明が生じてくるだろうが、そういった発明を奨励し、もって産業の発達に寄与するためにも（法 1 条）、我々は、発明についての固定的な観念を捨てて、虚心に新たに記載されたクレームに対面する必要があるということなのだろう。本判決が、技術的範囲の確定の場面だけでなく、あえて発明の要旨認定の場面でも「記載された製造方法により製造された物に限定して認定されるべきである」と判示したのは、このような認識を示すためだったと推察するのは、穿ち過ぎだろうか。

なお、仮にこのように解しても、今まで権利が及ばないところに権利拡大されるわけではない。もともと、特許発明が物を生産する方法の発明であった場合は、その実施は、その使用に止まらず、「その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」に及び（法 2 条 3 項 3 号）、これは、その物が物の発明の対象であった場合（同条同項 1 号）に重なるから、プロダクト・バイ・プロセス・クレームに係る特許発明について、その実体が物の発明としても物を生産する方法の発明としても、保護範囲は変わらない。この点は、蛇足ながら付言する³⁹。

以上

- 1 知財高判平成 24 年 1 月 27 日（平成 22 年（ネ）第 10043 号）・判例時報 2144 号 51 頁
- 2 プロダクト・バイ・プロセス・クレームの技術的範囲の確定についての従前の議論は、「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの技術的範囲の確定と無効の抗弁における発明の要旨認定」『L & T』55 号 78 頁及び鈴木將文「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈」『L & T』57 号 54 頁等を参照
- 3 審査・審判実務では物同一説的な要旨認定がなされ、大半の裁判でも、同様であったとされる。前掲『L & T』55 号論文
- 4 高林龍『標準特許法』第 4 版 145 頁（有斐閣，2011 年）
- 5 前掲注 2 の二論文を参照
- 6 高林，前掲書同頁
- 7 本判決の原審である東京地判平成 22 年 3 月 31 日（平成 19 年（ワ）第 35324 号）では、この事情を「特段の事情」と言っているが、本判決は、判断中では、この言葉を使っていない。しかし、後掲注 8 に記載したとおり、この事情が立証されるのは余りないであろうから、「特段の事情」と呼んでよいと考える。
- 8 真正 P B P 事情が立証されない限り、不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームとして、製法限定説的な解釈がなされる。したがって、主張立証責任は、真正 P B P 事情を主張する者が負うことになる。なお、この立証は、「かなり難しい」との指摘があり（鈴木，前掲書），そうであれば、本判決は、例外的に物同一説的解釈の余地を認めたといいても、実質的には、殆どのプロダクト・バイ・プロセス・クレームは製法限定説的に解釈されることを示したとも言えるであろう（その意味で、多くの論者が指摘する予測可能性が失われるとの指摘には、筆者はそれ程懸念していない）。なお、真正 P B P 事情がある場合でも、製法限定して権利取得ないし行使をしたい場合どうすればよいかという問題も生じよう。
- 9 前掲『L & T』55 号論文
- 10 *Abbott Laboratories v. Sandoz Inc.*, 566 F.3d 1282 (Fed. Cir. 2009) (en banc).
- 11 前掲 *Abbott* 判決は、「In sum, it is both unnecessary and logically unsound to create a rule that the process limitations of a product-by-process claim should not be enforced in some exceptional instance when the structure of the claimed product is unknown and the product can be defined only by reference to a process by which it can be made.」として、真正 P B P 事情がある場合にも、例外的な物同一説的解釈の余地を認めていない。この点で、本判決と *Abbott* 判決は異なる。本判決でも、クレームの記載を重視するなら、このように解する余地があったように思われる。
- 12 北原潤「特許侵害訴訟におけるプロダクト・バイ・クレームの解釈 ーいわゆる『同一性説』への問題提起 ー」『L & T』31 号 156 頁
- 13 現に、米国では、審査段階では物同一説によっている（鈴木，前掲書）。ただ、米国の物の発明の Anticipation（新規性欠如）の発想は、わが国と異なっていることも影響しているだろう（同鈴木の前掲注 22 参照）。
- 14 要件事実に限らず、侵害訴訟におけるクレーム解釈、すなわち請求原因の問題であり、侵害訴訟の被告が主張立証する抗弁の問題ではない。
- 15 併せて、同条同項では、方法の発明（単純方法の発明（同条同項 2 号）と物を生産する方法の発明（同条同項 3 号））の「実施」が定義されている。
- 16 東京高判昭和 32 年 5 月 21 日・行

政事件裁判例集 8 卷 8 号 1463 頁。中山信弘『特許法第 2 版』113 頁(弘文堂, 2012 年)。もっとも, 同書では, かかる区分の限界についても述べられている。

- 17 本判決にも, 「本件のような『物の発明』の場合, 特許請求の範囲は, 物の構造又は特性により記載され特定されることが望ましい」として, 「物の発明」を理念的に捉えるかのような記載がある。しかし, ここでは, 物の発明は構造又は特性のみで特定されなければならないとされているわけではないから, 注意が必要である。つまり, 構造又は特性で特定された後, 同一の物を, 更に製法や用途により限定することを排除しているわけではない。この意味で, 本判決は, 物の発明には「経時的な要素」が含まれてはならないというような理念的な理解はしていない, と解される。
- 18 最判平成 11 年 7 月 16 日・民集 53 卷 6 号 957 頁(平成 10 年(オ)第 604 号))は, 発明のカテゴリーの判定について, 「当該発明がいずれの発明に該当するかは、まず、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて判定すべきものである」としている。
- 19 高部眞規子・最高裁判所判例解説 民事篇平成 11 年度(下) 505 頁。
- 20 発明の実体によって発明の区分を定めた例として, 東京高判昭和 34 年 4 月 14 日(瓦斯切断加工事件)がある。この判決では, クレームで物として表現された発明が「方法の発明」とされた(参照・歌門章二「方法の発明の意義」『特許判例百選』[第二版] 24 頁)。かかる判断が許されるのであれば, 製法に特徴のあるプロダクト・バイ・プロセス・クレームであれば, 発明の実体は, 物の発明ではなく, 物を生産する方法の発明であるとの結論も許容されることになる。

しかし, 今日の実務では, クレーム文言と明らかに矛盾するこういった発明の実体の認定は困難である。

- 21 中山, 前掲書同頁
- 22 中山, 前掲書同頁。吉田広志「用途発明に関する特許権の差止請求権のあり方 - 『物』に着目した判断から『者』に着目した判断へ」知的財産法政策学研究 16 号 172 頁(2007 年)。
- 23 例えば, 上記で指摘されている用途発明についての学説を見ると, 物としての用途発明(用途限定した物の発明)の本質について, 新規な用途の開発それ自体にあるとする説(「用途区別説」と, 新規な用途の開発自体ではなく, その結果として創出された当該用途に適した構造ないし形態にあるとする説(「形態区別説」)が対立している(加藤実「発明のカテゴリーに対応する様々なクレーム表現」『用途発明の審査・運用の在り方に関する調査研究報告書』17 頁以下((財)知的財産研究所, 2005 年))。後者の形態区別説は, 理念としての物の発明にとらわれて用途発明を理解する立場といえるだろう。この点, わが国の用途発明の考えは, 米国流の Anticipation の発想を排し, 同一の物についても新規な発明として特許性を認めるところにあるから, 形態区別説的な理解で全ての用途発明を捉えるのは困難である(中道徹「『用途発明』に関する考察」『専門実務研究』第 2 号 128 頁(横浜弁護士会, 2008 年))。筆者は, 以前, 用途発明について, 「『物の発明』として保護される用途の発明」とか「『物』に封じ込められた用途の発明」等と述べたことがあるが(「封じ込め説」), これは, 用途発明を用途区別説的に理解し, 理念から発明のカテゴリーを考えるのではなく, クレームされた発明の実施態様から遡及的に発明のカテゴリーを判

- 断しようとしたものである。なお、用途発明の場合、用途と物の実質的関連性の有無により、「物の発明」として保護できる場合とそうでない場合があると考えられるが（中道，前掲書），プロダクト・バイ・プロセス・クレームの場合，製法と物には，原則として実質的関連性があると考えられるから，この点は大きな問題にはならないと考えられる。
- 24 この他，出願者が特許権により保護しようとするものが何かにより，発明のカテゴリーを判定する立場もありえよう。なお，前掲歌門では，「実務上ある発明を物・方法のいずれか一方にのみ属させるには経時的の理論でも治らず，発明者の選択に委ねざるを得ない場合がある」と述べられている。
- 25 ここでは物の発明として経時的要素を削いで解釈する立場について述べたが，注 20 で述べたように，そもそも物の発明ではなく，物を生産する方法の発明であると捉える立場もありえよう。前掲瓦斯切断加工事件のように，発明の実体を追究し，かつどの構成が特許性があるかを検討すると，このような結論になる場合もあろう。
- 26 東京高判平成 14 年 6 月 11 日・判例時報 1805 号 124 頁
- 27 既に一般論としては物の発明についての意義が揺らいでいたにも拘わらず，プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈の場面では，古典的ないし理念的な「物の発明」の捉え方を維持し，製法を要件から排除していたのが従前の物同一説と言えるであろう。
- 28 鈴木，前掲書 62 頁
- 29 構成要件の分説としては，形式的には，他の要件と同列の要件として記載されている。
- 30 ただし，物の発明について，製法と相俟って特許性を考えることが，新規性では認められず進歩性では認められるという考えもあるのかもしれない。
- 31 知財公判平成 24 年 1 月 27 日（平成 21 年（行ケ）第 10284 号）・裁判所 Web ページ
- 32 件発明とこの審決取消請求事件は，同一の特許発明を巡るものであったが，無効事由の判断は区々となった。これは，両事件の引用例が異なるためである（前掲『L & T』55 号論文参照）。
- 33 の審決取消請求事件では，物同一説に立っても，特許発明はエピブラバの混入量が 0.1 重量%未満であるのに対し，引用例では 0.11 重量%であったので，特許性が否定されないとの判断が理論的には不可能ではなかった。しかし，本判決では，「不純物がより少ない方がよいことは技術常識である」と述べられており，この判決もこれに従うなら，物同一説に立った場合に，上記の程度の微妙な差では進歩性は否定されることになったと考えられる。
- 34 前掲注 25 参照
- 35 その意味で，発明のカテゴリーの判定は，最判平成 3 年 3 月 8 日・民集 45 卷 3 号 123 頁（リパーゼ事件）及び前掲最判平成 11 年 7 月 16 日に沿うものである。リパーゼ事件の射程は，発明の要旨認定限りのものであり，侵害訴訟における技術的範囲の解釈には及ばないという議論があるが（前掲北原注 11），少なくとも発明のカテゴリーの判定は，侵害訴訟においても要旨認定と異なることはなく，侵害訴訟の場合に，発明の実体が異なる手法で追求されているわけではない。
- 36 高林，前掲書 37 頁
- 37 ただし，物としての用途発明について形態区別説を採った場合は，そうは言えないこともあろう。
- 38 同上。なお，厳密に言えば，用途発明の定義に，「未知の性質」とか「新規な用途」が含まれる点は疑問もある。これらは，特許性の要

件ではあっても、発明の要件ではないとも考えられるからである（そうでなければ、先行技術の有無によって発明になったりならなかったりしてしまう）（中道，前掲書参照）。

³⁹ ただ、実用新案については、製造方法は保護対象ではないので、本件判決のように、考案の特徴が方法にある物品の考案についてまで、実用新案法の保護対象として良いかは更に議論の余地があろう。